

藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付要綱

制定 平成17年11月 8日

改正 令和 5年 4月 1日

改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、藤沢市域におけるベンチャー企業の育成を図るため、慶應藤沢イノベーションビレッジに入居して起業化事業を行う者等に対し、その入居に係る賃料の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、慶應藤沢イノベーションビレッジとは、独立行政法人中小基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス隣地に設置する大学連携型起業家育成施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自ら賃料を支払って慶應藤沢イノベーションビレッジに入居し起業化事業を行う者又はその者に対し賃料を支払って転借し慶應藤沢イノベーションビレッジに入居し起業化事業を行う者(以下これらを「入居者」という。)で、次のアからキまでの要件に該当するもの。

ア 入居の際に市内に事務所若しくは事業所(以下「事務所等」という。)を有する者である場合又は入居の際に市内に事務所等を有しない者である場合は、退去後に市内に事務所等を置く計画を有するものであること。

イ 入居者が法人であって入居の際に市内に事務所等を有しない者である場合は、慶應藤沢イノベーションビレッジを事務所等の所在地とする法人開設届出書を所轄官庁に提出していること。

ウ 入居者が法人である場合は、その資本の額若しくは出資の総額が3億円以下であること又は常時使用する従業員の数が300人以下であること。

エ 入居者が個人である場合は、入居後5年以内に法人を設立する計画を有していること。

オ この市に納付すべき市税を滞納していないこと及びこの市に対して行うべ

き市税に係る申告をしていること。

カ 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人からこの補助金と同目的の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を現に受けておらず、又は受けることを決定されていないこと。

キ (公財) 湘南産業振興財団から転借する慶應藤沢イノベーションビレッジ内のシェアードオフィスに入居する者でないこと。

(2) 入居者を支援する目的で賃料を支払う者(以下「支援者」という。)で、次のアからオまでの要件に該当し、かつ、市長が特に認めたもの。

ア 支援者が学校法人若しくは国立大学法人であって、かつ、入居者が当該学校法人又は国立大学法人の教員若しくは学生(以下「教員等」という。)であること。

イ 支援者がこの市に納付すべき市税を滞納していないこと及びこの市に対して行うべき市税に係る申告をしていること。

ウ 支援者が国、地方公共団体その他これらに準ずる法人からこの補助金と同目的の補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を現に受けておらず、又は受けることを決定されていないこと。

エ 入居者が入居の際に市内に事務所等を有する者であること又は入居の際に市内に事務所等を有しない者である場合に、退去後に市内に事務所等を置く計画を有するものであること。

オ 入居者が入居後5年以内に法人を設立する計画を有していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、入居する床面積1平方メートル当たり1,000円を単価とし、当該床面積を乗じて得た額に入居月数(補助金交付申請書を提出する日の属する年度に係るものに限る。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。この場合において、1月に満たない入居月があるときは、当該月の補助金の額は、1月を30日として日割計算により求める。

2 入居者が中小機構の承諾を得た上で他の者に転貸する場合は、前項の補助金の額を算出する基準とする床面積は、賃借する床面積から転貸する床面積を除いて得た床面積とする。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付を受けることができる期間は、入居を開始した日から起算して5年とする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付申請書兼同意書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、入居した日から45日以内(前年度から引き続き入居するものについては、各年度の初日から45日以内)に市長に提出しなければならない。ただし、当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金収支予算書(第2号様式)
- (2) 慶應藤沢イノベーションビレッジへの入居に係る賃貸借契約書の写し
- (3) 入居時から申請時までの賃料の支払を確認できる書類又は領収書の写し
- (4) 慶應藤沢イノベーションビレッジに入居して行う事業の内容を明らかにする書類
- (5) 入居者が法人である場合はその定款及び申請日前3月以内に発行された登記事項証明書、個人である場合はその居住地を証する書類及び法人設立計画の内容を明らかにする書類(入居する者が第3条第1項第2号に規定する入居者である場合には、居住地を証する書類を除く。)
- (6) 入居者が入居の際に市内に事務所等を有するものにあつてはその所在地を記載した書面、入居の際に市内に事務所等を有しないもののうち法人にあつては慶應藤沢イノベーションビレッジを事務所等の所在地とする法人開設届出書を所管官庁に提出したことを証する書類及び退去後における事務所等の設置計画の内容を明らかにする書類、個人にあつては退去後における事務所等の設置計画の内容を明らかにする書類
- (7) 入居者が慶應藤沢イノベーションビレッジの一部を転貸し、又は転借するものである場合は、慶應藤沢イノベーションビレッジへの入居に係る賃貸施設転貸承諾申請書及び賃貸施設転貸承諾通知書の写し並びに転貸又は転借する床面積を証する書類
- (8) 入居者が第3条第1項第2号に規定する入居者である場合は、教員等であることを証明する書類
- (9) 補助金の交付を受けようとする者が第3条第1項第2号に規定する支援者で

ある場合は、その定款及び申請日前 3 月以内に発行された登記事項証明書

(10) 市税の納税証明書又は非課税証明書(第 3 条第 1 項第 2 号に規定する入居者を除く。)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付決定通知書(第 3 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第 8 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 慶應藤沢イノベーションビレッジへ入居する者が入居の際に法人でない場合については、第 6 条第 5 号の法人設立計画における計画期間内に法人を設立すること。

(2) 慶應藤沢イノベーションビレッジへ入居する者は、退去後も引き続き市内に事務所等を設置すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第 2 号に規定する退去後も引き続き市内に事務所等を設置しなければならない期間(以下「市内定着期間」という。)は、当該補助金の交付を受けた期間とする。

(補助金の交付時期の特例等)

第 9 条 補助金の交付の時期は、規則第 7 条ただし書の規定を適用し、四半期ごとに交付する。

2 前項の交付時期において交付する補助金の額は、それぞれ当該交付をする月までの賃料の合計額とする。

3 第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を指定日までに市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第 10 条 第 7 条の規定により、補助金の交付決定を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業計画変更承認申請書(第 4 号様式)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出し、承認を

受けなければならない。

- (1) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業計画変更収支予算書(第5号様式)
- (2) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金変更交付申請額内訳(第6号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業計画変更承認通知書(第7号様式)により通知する。

(事業の中止又は廃止)

第11条 第7条の規定により、補助金の交付決定を受けたものが、当該事業の計画を中止又は廃止したときは、速やかに藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業中止(廃止)報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならない。

(完了届兼事業実績報告書の提出)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該事業を完了したときは、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金完了届兼事業実績報告書(第9号様式)を、次に掲げる書類を添えて、完了日から60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金収支決算書(第10号様式)
- (2) 補助対象となった賃料の支払を確認できる書類又は領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた入居者又は補助金の交付決定を受けた支援者の支援を受けた入居者が規則又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 事業目的又は事業計画に著しくかい離があるとき。
- (3) 市内定着期間を満たさず退去したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、その旨を藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付決定取消通知書

(第11号様式)によりに通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消されたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、市長が返還の必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定により、補助金の返還を求めるときは、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金返還決定通知書(第12号様式)により通知する。

(事業活動等の状況報告)

第15条 現に補助金の交付を受けている者又は補助金の交付を受けた者は、事業活動等の状況について、第8条第2項に定める市内定着期間を経過するまでの間、市長に対し、藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金事業活動等報告書(第13号様式)により報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、現に補助金の交付を受けている者若しくは補助金の交付を受けることとなる者又は補助金の交付を受けた者に対し、事業活動等の状況について、必要な調査を行うことができる。

3 前項の規定において、補助金の交付を受けた者に対し、報告若しくは書類の提出又は調査を行うことができる期間は、第8条第2項に定める市内定着期間を経過するまでとする。

(備付帳簿)

第16条 現に補助金の交付を受けている者又は補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、補助金の交付を受けた最終年度の翌年度から起算して、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月8日から施行する。

この要綱は、平成18年3月6日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成２３年９月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成２７年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付要綱の規定は、平成２８年４月１日以降に交付決定を行った補助金について適用し、同日前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市長は、平成３１年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市大学連携型起業家育成施設入居支援補助金交付要綱の規定は、平成２９年４月１日以降に交付決定を行った補助金について適用し、同日前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。